伐採と再造林に関する連携協定書（参考様式）

　○○○（伐採事業者）（以下「甲」という。）と△△△（造林事業者）（以下「乙」という。）は、主伐後の確実な再造林の推進を図るため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、主伐後の確実な再造林の推進に向け、伐採事業者と造林事業者の連携を強化し、今後も伐採と再造林を甲と乙が連携して行うことを目的とする。

（連携する事項）

第２条　甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携する。

（１）森林所有者との交渉における連携

乙は甲が森林所有者と立木の売買などの説明を行うにあたり、立木の伐採及び伐採後の再造林の円滑な実施に向け、森林所有者の理解が得られるよう助言、協力を行う。

（２）現地作業における連携

甲は、立木伐採時の作業道開設、林地残材の処理等について、再造林を前提とした作業を行う。

また、乙は再造林の実施時に、効率的な施業を行うことで、森林所有者の負担軽減に努めるものとする。

（３）その他両者が協議して必要と認める事項

（連絡調整）

第３条　甲と乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、定期的に連絡調整を行う。

（協定期間）

第４条　この協定期間は、協定締結の日から○○年○月○日までとする。ただし、甲及び乙に異議がない場合は、協定期間満了の翌日から更に○年間延長するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第５条　甲及び乙は、本協定で知り得た情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に提供、開示若しくは漏洩してはならない。また、第１条に掲げる以外の目的に利用してはならない。

２．甲及び乙は、第４条に掲げる協定期間の満了により効力を失った後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（その他）

第５条　この協定の施行に必要な事項であって、この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

　この協定を証するため、この協定書を２通作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

　　○○年○月○日

　　甲　福島県○○市△△字○○　○－○番地

　　　　○○○（伐採事業者）

　　　　　　代表取締役　福島　太郎

　　乙　福島県○○市××字△△　△△－△番地

　　　　△△△（造林事業者）

　　　　　　○○組合長　福島　元気